

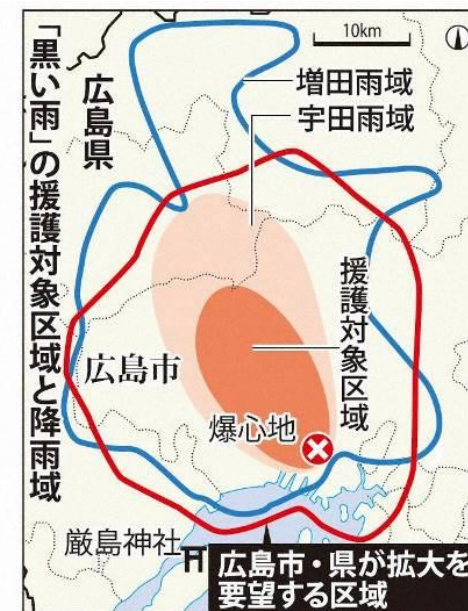
戦後75年 置き去りにされた「被ばく者」取材して
——黒い雨の視点から

毎日新聞 広島支局 小山美砂

黒い雨訴訟とは？

国の援護対象区域（濃いオレンジの楕円形）外で黒い雨に遭った原告 84 人が、被爆者健康手帳の交付を広島県・市に求めたもの。手帳を交付する国（厚労省）も、補助参加人として参加。被爆者援護法における「被爆者」の定義の 1 つ、

「原爆放射線の影響を身体に受けるような事情の下にあったか」 否かが最大の争点。



※ただ、援護対象区域内はあくまで「健康診断特例区域」≠被爆地域。

この区域内にあっても、ただちに手帳は交付されない。「原爆放射線の影響を否定できない」病気への罹患が必要。他の被爆者と比べて条件付き。

=被爆者援護法において、「黒い雨」は”軽視された”位置づけにあることを押さえておく必要がある。

原告側

- ・雨はより広範に降った。
- ・黒い雨によって内部被ばくし、健康被害を受けた。
- ・「原爆放射線の影響を身体に受けるような事情」とは、
影響を受けた可能性があれば被爆者と認められるべき

※被爆者援護法は、放射線の被害が完全には解明されていない状況を踏まえ、被爆者の健康不安に寄り添うという精神に基づいている、と主張。

国側

- ・増田、大瀧雨域は体験者の証言に基づく。虚偽の可能性もあり、信用できない。
- ・そもそも黒い雨が放射線を含んでいたか不明。内部被ばくしたかどうか分からな
ず、あったとしても健康リスクは低い。また、100 mSV以下の低線量被曝で健康
被害が起きるといふ科学的知見はない。
- ・実際に被爆して健康を受けたという「科学的・合理的根拠」が必要。

※1980年、厚生相の私的諮問機関「原爆被害者対策基本問題懇談会」報告に基づいて主張。「これまでの被爆地域との均衡から地域拡大を行うことは、新たな不公平を生み出す原因となる。被爆地域の指定は、科学的・合理的な根拠のある場合に限定して行うべきである」

黒い雨被爆者は、何を訴えてきたか——否定され続けた 42 年

「どれだけ訴えても聞いてもらえない」「私たちは嘘を言ってるんじゃない」

・ 1978 年「広島県『黒い雨』原爆被害者の会連絡協議会」設立。

原告＝84 人（死亡者 12 人を含む）。平均年齢は 2020 年 12 月 6 日現在、82.98 歳。



■本毛稔さん（80 歳）

広島県佐伯区湯来町麦谷（爆心地の北西 18・7 キロ）。

共に雨を浴びた 2 歳の弟が、翌月に肝硬変で死亡した。

「原爆放射線の影響を否定できない」とされる 11 障害 の 1 つ。

「弟の死は原爆が原因では」「川を挟んで違う雨が降るのか」

■川本妙子さん（78 歳）

広島市佐伯区五日市町（西 14 キロ）。チリやほこりを目撃。

11 障害 23 歳…甲状腺機能低下症。60 歳…糖尿病。

72 歳…白血病の初期段階。68 歳、74 歳…脳梗塞。

「もう人を恨まず、穏やかに死んでいきたい」



黒い雨「区域外」でも発症

原告大半に放射線障害 広島地裁訴訟

広島原爆投下直後以降、影響を否定できないと主張した黒い雨を巡り、国の「黒い雨」を巡り、国の指区域外で浴びた主張が弁護団の調書、明らかにする住民らが被爆者健康手帳の交付を求めた広島地裁訴訟で、原告の大半が「11障害」に罹患していたと判明（2019年9月）

関係などを立証する方針。原告の大半が「11障害」に罹患していたと判明（2019年9月）



「黒い雨」訴訟 原告の大半が「11障害」に罹患していたと判明（2019年9月）

を伴う病気を発すると、健康手帳を交付しているが、これに対し、広島県・市は「科学的根拠がない」として認められない。15年11月、指定した原告

「黒い雨」訴訟 原告の大半が「11障害」に罹患していたと判明（2019年9月）

内分、脳機能障害▽高血圧性心臓病の循環器機能障害―といった国指定の「11障害」のうち、原告の大半が「11障害」に罹患していたと判明（2019年9月）

裁判所の積極的な求釈明。

原告のうち何人に 11 障害があるのか、医師の診断書提出を求める。＝ほぼ全員が「11 障害」に罹患していたと判明（2019 年 9 月）

2020 年 7 月 29 日 全面勝訴判決のポイント

- ①援護対象区域より雨は広範囲に降ったと認定。宇田雨域、増田雨域、大瀧雨域を参考にして、「雨に遭った」という証言が正しいかを検討すべき。
 - ②内部被ばくの危険性を認定。
 - ③「放射線の影響がいまだ未解明の状況を踏まえ、健康影響に不安を抱く被爆者の健康障害を予防・軽減する」のが被爆者援護法の精神、と認定。＝可能性があれば、「原爆放射線の影響を受けるような事情」にあった、すなわち被爆者と言える、と認定。
- …ただ、降雨域の全域で放射性微粒子が降下したとは認められない。
＝「11 障害」の罹患も要件に、被爆者と認めようと判示した。

黒い雨被爆者を取材して――考える判決の意義

■「援護対象区域指定時は、黒い雨の線量などを具体的に問題視していない。この訴訟においてのみ、“線量の測定が困難”などの理由で退けるべきではない」

= 「科学的・合理的」にこだわり、被爆者援護法の精神をねじ曲げてきた国にくぎをさした。

= 健康影響を受けた可能性があり、不安を覚える被爆者を救ってきたのが援護法では？

■被爆者の証言を重視。「調査過程で死亡した者、差別の恐れから聞き取りに応じなかった者もいただろう」

= 問題の表面化に時間がかかった、「黒い雨」の本質を指摘。

= 亀山村の綾ヶ谷。地域の有力者（小学校長？）が、「ここでは黒い雨なんかは降っとらん、いな」と住民を集めて了解させた。

『広島原爆戦災誌』にも記述なし。

“それ（原爆投下）から数時間経ったが、何も起こらなかった”

控訴と、これからのこと

■11月16日 国の再検証 「科学的・合理的根拠を追及する」

■11月18日の控訴審初弁論で、西井和徒裁判長。

「本件は被爆した”可能性の有無”が争点になっています。けど、国側は”最新の科学的知見による裏付け”が必要と主張。地裁判決と整合しない」=9点、求釈明。

■来年2月17日、結審も視野に次回期日が入った。

■黒い雨被爆者の40年 「どれだけ被害を訴えても聞いてもらえない」

全面勝訴判決後の控訴に、「ぬか喜びさせてもらっただけ」「裁判なんてやめてやろうかと思った」「裁判で勝っても認めてもらえんのか……」

=それだけに、反原発・福島事故避難者の方々の反応は心強かった。

=「100mSV以下は影響なし」等、福島原発事故後に多用されたレトリックが黒い雨に使われている。

=科学的な影響以外にも、「健康不安そのものが被害」「可能性があるなら救われるべき」といった視点からも、共通して訴えられるものがあるのでは？